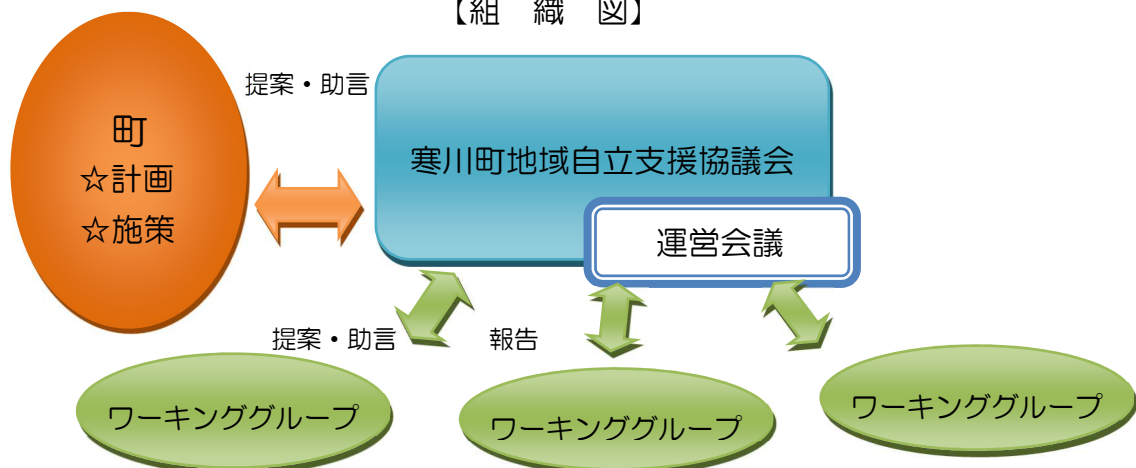


寒川町地域自立支援協議会について

◆寒川町地域自立支援協議会◆

地域自立支援協議会では、町の障がい福祉施策への意見・提案・協力をするとともに関係機関と地域の課題を情報共有し、地域の実態に合ったニーズの実現に向け協議・検討をしていきます。

【組 織 図】



自立支援協議会	町の障がい福祉政策への提言をする他に、障がい者計画、障がい福祉計画の進行管理の一端を担います。 また、地域の課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善を検討していきます。ワーキンググループの検討事項については、助言・提案を行います。
運営会議	相談支援事業所「すまいる」及び「ゆいっと」と福祉課で構成し、協議会の運営、調整を行います。
ワーキンググループ	協議会の中で抽出された各課題の解決に向けて取り組んでいきます。 メンバーは、各テーマに沿って協議会により選任されたメンバーで構成します。

○寒川町相談支援事業実施要綱

平成 18 年 10 月 1 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 28 年 10 月 1 日

注 平成 28 年 10 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)、障害児の保護者、障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与すること及び権利擁護のために必要な援助を行うこと(以下「相談支援事業」という。)により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(事業の委託)

第 3 条 町長は、相談支援事業の全部又は一部について、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」という。)のうち、適切な事業運営を行うことができると認めたものに委託することができる。

(平 28 年 10 月 1 日・一部改正)

(事業の内容)

第 4 条 町長は、相談支援事業として次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 障害者相談支援事業
 - (2) 相談支援機能強化事業
 - (3) 住宅入居等支援事業
- 2 障害者相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者、障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして次に掲げる事業を実施するものとする。
- (1) 福祉サービスの利用援助に関すること。
 - (2) 社会資源を活用するための支援に関すること。
 - (3) 社会生活力を高めるための支援に関すること。
 - (4) ピアカウンセリング(障害者等が相互に相談活動を行うもののうち別に定めるものをいう。)に関すること。
 - (5) 権利の擁護のために必要な援助に関すること。
 - (6) 専門機関の紹介に関すること。
 - (7) 地域自立支援協議会の運営に関すること。

3 相談支援機能強化事業は、前項の障害者相談支援事業の機能を強化し、円滑に実施するため、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応に関すること。

(2) 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等に関すること。

4 住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者又は精神障害者(共同生活援助を利用する者を除く。)に対し、入居に必要な調整等を行うものとして、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 不動産業者に対する物件あっ旋依頼及び家主等との入居契約手続の支援に関すること。

(2) 利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡及び調整に関すること。

(配置職員等)

第5条 第3条の規定による指定相談支援事業者は、当該事業の実施にあたりソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員等をいう。以下同じ。)のいずれか1名以上を配置しなければならない。

2 前項に規定する場合において、特別な相談支援が必要なときは、ソーシャルワーカーに加えて、専門的な知識を有する者のうち相談支援に対処できるものを従事させなければならない。

(地域自立支援協議会)

第6条 町長は、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉システムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、寒川町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月1日)

この要綱は、平成28年10月1日より施行する。

○寒川町地域自立支援協議会設置要領

平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 4 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、寒川町相談支援事業実施要綱(平成 18 年 10 月 1 日施行。以下「要綱」という。)第 6 条の規定に基づき設置する寒川町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援体制の強化に関すること。
- (2) 町の障がい福祉施策の検討、評価及び提案に関すること。
- (3) 町の障がい福祉に係る計画の検討、評価及び提案に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。)第 17 条第 1 項の規定に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がいのある当事者及びその家族
- (2) 障がい福祉関係団体の職員
- (3) 公募の町民
- (4) その他町長が認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(議事録)

第7条 協議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の所掌事務について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成員及びワーキング内容は、会議において決定する。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、福祉部福祉課及び要綱第3条の規定に基づき受託した指定相談支援事業者が担当する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、最初に任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず当該任命の日から平成24年6月30日までとする。

附 則(平成23年4月1日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。